◎特定先端大型研究施設の共用の促進

に関する法律の一部を改正する法律

(平成二一年六月三日法律第四六号)

一、提案理由(会) | 一、提案理由(平成二一年四月八日・衆議院文部科学委員)

に1。 律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げ端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法

我が国の科学技術を振興し、

国際競争力の飛躍的な向上につ

できる施設であります。本施設から発生する中性子線は、生命できる施設であります。本施設から発生する中性子線は、世界最高性能の中性子線を発生させることが中性子線施設は、世界最高性能の中性子線を発生させることが必要です。独立行政法人日本原子力研究開発機構により設置される特定中性子線施設は、世界最高性能の中性子線を発生させることが必要できる施設であります。本施設から発生する中性子線は、生端的かながる研究成果を世界に先んじて創出するためには、先端的かながる研究成果を世界に先んじて創出するためには、先端的かながる研究成果を世界に先んじて創出するためには、先端的かながる研究成果を世界に失んじて創出する中性子線は、生命できる施設であります。

進することが強く求められています。等も含めた多様な分野の研究者等に対して、本施設の共用を促等の手段として用いることが可能であるため、産業界の研究者科学、物質科学等のさまざまな研究分野において画期的な計測

るものであります。 るため、特定中性子線施設の共用を促進するための措置を講じ

この法律案は、

科学技術に関する研究等の基盤の強化等を図

第一に、この法律の対象となる特定先端大型研究施設の定義す。 次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げま

に特定中性子線施設を追加するものであります。

部科学大臣の認可を受けることとするものであります。即して、当該業務に関する実施計画を作成し、毎事業年度、文理を行い、並びにこれを研究者等の共用に供すること等の業務理を行い、並びにこれを研究者等の共用に供すること等の業務等に、独立行政法人日本原子力研究開発機構は、特定中性

を、登録施設利用促進機関に行わせることができることとするのうち、利用者の選定及び支援に係る業務の全部または一部独立行政法人日本原子力研究開発機構が行うものとされた業務第三に、文部科学大臣は、特定中性子線施設の設置者として

ものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でありま

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますよう

お願いいたします。

二、衆議院文部科学委員長報告(平成二一年四月一七日)

ます。 ○岩屋毅君 ただいま議題となりました法律案につきまして、

り、その主な内容は、定中性子線施設の共用を促進するための措置を講ずるものであた中性子線施設の共用を促進するための措置を講ずるものであめ、独立行政法人日本原子力研究開発機構により設置される特本案は、科学技術に関する研究等の基盤の強化等を図るた

な方向等の事項を定めること、において、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する基本的第二に、文部科学大臣は、特定中性子線施設に係る基本方針追加すること、

第一に、特定先端大型研究施設の定義に特定中性子線施設を

の設置者として、中性子線共用施設を研究者等の共用に供する第三に、日本原子力研究開発機構は、特定先端大型研究施設

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律

こと等の業務を行うこと

学大臣から提案理由の説明を聴取し、去る十五日質疑を行い、本案は、四月六日本委員会に付託され、四月八日塩谷文部科などであります。

決しました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと

以上、御報告申し上げます。

J 一 役幸を見しいます。

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項につ○附帯決議(平成二一年四月一五日)

いて特段の配慮をすべきである。

よう、優秀な研究者の確保等研究体制の充実及び十分な財政る長期的かつ大規模なプロジェクトの推進に支障が生じない特定先端大型研究施設の研究開発については、国が主導す

措置等の支援に努めること。

原子力政策全体の検討を踏まえ、高レベル放射性廃棄物の処意義について広く国民の理解を得るよう努めること。また、二 特定先端大型研究施設の建設・研究開発については、その

子加速器施設の核変換実験施設の建設計画の着実な推進に努理技術の研究開発のため、適切な評価を行いつつ、大強度陽

て努めること。 用においては、産業界による中性子利用の更なる拡大に向け 施設利用のため、研究成果の知的財産権の問題等が発生しな いよう十分配慮すること。特に、大強度陽子加速器施設の共 特定先端大型研究施設の共用においては、産業界の円滑な

当たっては業務運営が適正に行われるようにすること。 た発展に努めること。また、登録施設利用促進機関の運用に るとともに、基礎研究、応用研究及び開発研究の調和のとれ 特定先端大型研究施設の運用においては、効率性に配慮す

特定先端大型研究施設については、科学技術人材の育成の

実施など、研究内容・成果の分かりやすい広報に努めるこ 観点から中学生・高校生の施設見学やサイエンスキャンプの 更に配慮するとともに、理数離れの解消や国民の理解促進の 観点から大学院や大学における教育・研究に活用できるよう

六 独立行政法人、国立大学法人等の先端研究施設をはじめと する研究施設の共用を促進するため、各機関における体制の 的な風土の醸成に努めること。 整備を促すとともに、国は必要な支援をしつつ、共用に積極

七

本法に基づいて研究施設の共用を促進するに当たっては、

の適切な発展と国際平和に資するよう努めること。 日本国憲法の理念である平和国家の立場を踏まえ、 科学技術

三、参議院文教科学委員長報告(平成二一年五月二七日)

て、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上 ○中川雅治君 ただいま議題となりました法律案につきまし

げます。

るものであります。 ため、独立行政法人日本原子力研究開発機構により設置される 特定中性子線施設の共用を促進するための措置を講じようとす 本法律案は、科学技術に関する研究等の基盤の強化等を図る

その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。 設の安全管理方策、登録施設利用促進機関が行う利用者選定に おける公正、公平性の確保等について質疑が行われましたが 委員会におきましては、本法律案の意義、

J-PARC施

案どおり可決すべきものと決定いたしました。 質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原 なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

○附带決議(平成二一年五月二一日)

以上、御報告申し上げます。

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項につ

現状にも留意しつつ、分かりやすい広報に努めること。を研究内容・成果等については、児童・生徒の理数科離れの主導する長期的かつ大規模なプロジェクトの進ちょく状況を主導する長期的かつ大規模なプロジェクトの進ちょく状況ををがの下で、優秀な研究者の確保等研究体制の充実がでいて特段の配慮をすべきである。

一、特定先端大型研究施設の共用については、

利用者の円滑な

られるよう努めること。

定委員会の委員を公表するほか、公平かつ効率的な運用が図

施設利用を促進するため、研究成果の知的財産権の問題等が

会計監査について適切な評価を行うこと。 果の適切な情報発信に努めるとともに、利用料金の設定及び 果の適切な情報発信に努めるとともに、利用料金の設定及び 発機関や産業界による中性子利用研究の更なる拡大と研究成 発機関や産業界による中性子利用研究の更なる拡大と研究成 の研 が、大学院や大学における教育・研究への活用を一層 を計監査について適切な評価を行うこと。

つ、基礎研究、応用研究及び開発研究の調和のとれた発展にその安全管理に万全を期すとともに、効率性にも配慮しつ人高エネルギー加速器研究機構は、互いに連携・協力して、人高エネルギー加速器研究機構及び大学共同利用機関法三、大強度陽子加速器施設の運用においては、設置者である独

右決議する。

努めること。

四、大強度陽子加速器施設については、国際公共財であるとい

わせることとしたときは、透明性、公正性を確保するため選な役割を果たせるよう、研究環境、生活環境等の国際化を進な役割を果たせるよう、研究環境、生活環境等の国際化を進な役割を果たせるよう、研究環境、生活環境等の国際化を進すが重要を受けていたがあ、国際的研究・教育拠点としての重要

六、独立行政法人、国立大学法人等の先端研究施設をはじめとする研究施設の共用を促進するため、各機関における体制の支援をしつつ、共用に積極的な風土の醸成に努めること。を構や利用者のニーズの把握等を促すとともに、国は必要な整備や利用者のニーズの把握等を促すとともに、国は必要なを、本法に基づいて研究施設の共用を促進するため、各機関における体制のの適切な発展と国際平和に資するよう努めること。

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律